

保護者の皆さまへ大切なお知らせです。

## 4～5月分保育料の日割り計算について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～5月分の保育料を登園日数に応じて、日割り計算いたします。

### □日割り計算後の保育料について

日割り計算後の保育料につきましては、同封の「子どものための教育・保育給付利用者負担額決定通知書」の4～5月分をご確認ください。

なお、日割り計算後の保育料の算出方法は次のとおりとなります。各施設より報告を受けた登園日数を基に計算しております。

$$\left[ \text{当月分の保育料} \times \frac{\text{登園日数}}{25} \right] \quad 10\text{円未満切り捨て}$$

参考例：月額25,000円 10日間登園した場合

$$25,000\text{円} \times \frac{10\text{日}}{25\text{日}} = 10,000\text{円}$$

### □返金の方法について

認可保育所にお通いの方：市から返金（7月末を予定しております。）

口座振替（保育料）のご登録がある方 登録口座にお振込みいたします。

口座振替（保育料）のご登録がない方 ご指定の金融機関口座へお振込みいたします。6月上旬に案内を送付しておりますのでご確認ください。

案内が見当たらない場合は、下記担当までお問い合わせください。

保育料の未納がある方は、今回の還付額を充当させていただく場合があります。

認定こども園、地域型保育事業所にお通いの方：施設から返金  
返金方法・返金時期等は施設により異なります。



相模原市 こども・若者未来局 保育課

電話 042-769-8341